

世田谷介護ネットニュース

第27号 (新年号)

発行日：平成 23 年 12 月 27 日

発行：世田谷区介護サービスネットワーク

事務局：世田谷区社会福祉事業団

世田谷区福祉人材育成・研修センター

連絡先：東京都世田谷区成城 6-3-10

電話：(03)5429-3100

世田谷区介護サービスネットワークの 2012 年

2012 年を迎えるにあたり、新年のお慶びを申し上げます。昨年は東日本大震災と福島原発事故という惨劇があり、晴れ晴れしい言葉は自粛ムードですが、新たな年が始まったことは厳かに受け止めたいと思います。

申し上げるまでもなく、今年 4 月には介護保険法の改正がありますが、巨額の国家財政赤字を抱える中での震災復興という非常に困難な課題に立ち向かわなければならない日本において、社会保障関係予算の大幅な増額は期待できないように思います。12 月末の時点では、在宅介護の報酬が 1%、施設介護が 0.2%増額と報道されています。一方で、処遇改善交付金は終了する公算が大です。厚生労働大臣は、このわずかな報酬増で月 15,000 円の賃金改善が可能と話していますが、現実には交付金終了とともに賃金を元に戻す事業所が多いのではないかと推測します。

24 時間訪問看護・介護サービスも始まりますが、報酬を低く設定すると運営が困難になり、報酬を高く設定すると他のサービスを圧迫して、医療ニーズの高い利用者の食事介助や入浴介助などの在宅サービスが受けられなくなります。根底には「利用限度額」の問題があります。特定事業所加算が始まったときにも、要



介護度の高い利用者の利用限度額を見直すことなく加算が導入されたため、サービス事業所が加算を取ると、利用者の利用時間が減ってしまう弊害がありました。

このほか、訪問介護の生活援助

第 3 回 スポット研修報告

平成 23 年 11 月 25 日成城ホール集会室 CD において、講師は総合福祉センターの作業療法士繁野玖美氏を講師にお迎えし、「見えない障害 高次脳機能障害」の研修を行いました。参加者は 86 名でした。

今回は前頭葉の障害による「感情の障害」のお話でした。途中 DVD が映らないなどのトラブルがありましたが、脳の中という難しいお話を、みなさん真剣に聞かれました。

今年度は高次脳機能障害 3 回をシリーズ行っています。第 1 回目から続いてのご参加でまた参加しますという声が多くありました。

認知症なのか高次脳機能障害なのかの区別が付きにく

く、また、認知症を併発している方も多く、大変勉強になったという声も多くありました。

このように制度改正方針には明るい材料がほとんどなくため息が出ますが、事業は継続していかなければなりません。本ネットワークも創立 12 周年になります。これを機に介護事業者の団体として現場からの声を社会に発信し、介護事業者と介護職の社会的地位向上を図って参りたいと思います。

本年も本ネットワークの研修や勉強会などに積極的にご参加いただき、また、各部会の運営にもご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

世田谷区介護サービスネットワーク
代表 辻本きく夫



く、また、認知症を併発している方も多く、大変勉強になったという声も多くありました。

次回は 1 月 23 日(月)成城ホール集会室 CD です。半側無視という障害を中心に参加型研修を行います。また、おまけの企画として、3 月に失語症を「明日から役立つヘルパー研修」において完全参加型実践で行いと思います。

まだまだ奥深い障害ではありますが、「勉強になった」という参加者の皆様のアンケートにスタッフ一同励まされています。

次回も大勢の方のご参加お待ちしております。

研修グループ代表 宮川英子

先日、喘息の吸入薬の勉強会に参加する機会がありました。喘息の治療では、安定した状態を保つため、気管支を広げる薬や気管支の炎症を抑える薬などを服用します。現在は飲み薬以外に貼り薬や吸入薬など、複数のタイプの薬が出ています。

吸入薬は、薬の効きめが様々なのはもちろん吸入する器具のタイプや使用法がそれぞれの薬によって異なります。

薬局では、初回に患者様にお渡しする時には写真



つきの説明書やデモ用の器具を用いて説明を行っています。

そのため説明をきちんと理解し、ご自宅でも正しく使っているはず…とっていました。しかし、勉強

会で実際に患者様が吸入器具を使われている映像を

みると、吸入口とは違う隙間に口をあてて吸いこんでいたり、薬を充填せずに吸入を行っていたり、思いがけない使い方をしている方の例も見られました。



喘息は発作がおきた時だけ処置をすれば良いわけではなく、長期間にわたって毎日正しい治療を続けることが必要な病気です。

その一方で吸入薬は飲み薬や貼り薬などのほかのタイプの薬剤に比べ、やや複雑な操作が必要です。

きちんとした操作ができていないか、薬が正しく使えているか患者様と一緒に定期的におさらいをすることも重要だと感じた機会でした。

在宅介護経営部会 労務対策勉強会報告

11月18日(金)午後7時から、成城ホール4階会議室において、在宅介護経営部会の「労務対策勉強会」が開催されました。講師に「特定社会保険労務士」の能登伸一氏を迎えて、「介護事業所の適正な労務管理のために」をテーマに、来年度に予定されている改正介護保険法施行に向けて、事業所として準備しておくべきことを、詳細かつ具体的に説明していただきました。

24年度改正保険法では労働法規の違反が指定取り消しの処分事由になる可能性があること、また小規模事業所も労働基準監督署の調査対象になること、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法や社会保険法、その他労働関連法令につき法令違反の場合の措置などです。

行政調査でのチェックポイントは

1 労働条件の明示 登録スタッフの労働条件通知書、労働契約の期間、特に期間の定めのある契約か、期間の定めのない契約か、契約期間の長さ、契約期間と休業手当の関係、更新の有無、雇い止めの予告や登録スタッフと雇用契約書の昇給の有無、退職手当、賞与の明示など。

2 労働時間に雇用契約で始業、就業時刻の記載、就

業規則に具体的な時刻が掲載できる場合、出来ない場合、時間管理につき賃金未払いの場合の処置につき経営側での注意点など。

3 休業手当の支払いにつき利用者からキャンセルの場合、休業手当の支払いが不要な場合、労働時間の一部を休業させた場合の休業手当の支給など。

4 賃金の算定方法について業務報告書の作成時間、待機時間、研修時間、移動時間につき賃金の支払いの義務付けなどである。

また移動時間は最低賃金法(東京の場合 1時間あたり 837円)を守ることや空き時間の扱い、就業規則への記載方法など。

5 年次有給休暇の付与も正社員のみならずパートタイマーや登録スタッフにも発生すること。

6 その他安全衛生管理体制の確立、健康診断の実施など。

以上小規模事業者も法令を遵守する義務など事例を交えながら活発な質問にも丁寧に説明がなされました。(参加者 20名)

在宅介護経営部会代表 武井 昭



世田谷区からのお知らせ

◆おう吐物の正しい処理が感染拡大防止の基本です ～感染性胃腸炎の拡大を防ごう！～

冬場はノロウイルス等を原因とする感染性胃腸炎が流行する時期です。

特にノロウイルスは、非常に感染力が強く少量のウイルスが口に入っただけでも胃腸炎をおこします。ノロウイルスは患者のおう吐物や排泄物の中に多量に含まれるため、おう吐や下痢があった場合は、ノロウイルスによる感染性胃腸炎を疑って、感染を広げないための正しい処理が必要です。



1. 吐物・排泄物の正しい処理方法

おう吐や下痢の現場を見つけたら、慌てず落ち着いて処理をして下さい。処理や消毒が不十分だと、さらに感染が拡大する可能性もあります。また、処理をする職員の感染防止策（マスク・エプロンの着用、手洗いなど）が不十分であると、処理をした職員が感染をしたり、その職員を介して感染が広がることもあるので、下記の処理方法を改めて確認してください。

- ①窓を開けるなど換気して、使い捨てのエプロン、ゴム手袋、マスクをします。
- ②ペーパータオルや新聞紙などで吐物等を取り除きます。
- ③しぶきが飛び散った範囲(約2m)をペーパータオル等で覆い、0.1%の塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）をかけて10分ほど置いてから拭き取ります。
- ④処理後のごみは、ビニール袋を二重にした中に入れます。0.1%の次亜塩素酸ナトリウム液をごみが浸る程度入れ、密封して可燃ごみとして出します。エプロン等も同様に処理します。
- ⑤処理後は流水、石鹸による手洗い、うがい十分行ってください。

2. 施設での役割分担と日ごろの取り組み

まず他の職員に知らせて、①患者のケアをする職員 ②おう吐物等を処理する職員 ③他の利用者をその場から遠ざけたり窓を開けたりする職員など、対応する職員の役割を分担して対応します。日ごろから担当を決めておくことや、おう吐物等の処理セットを準備しておくことで素早い対応ができます。

3. 健康管理とリスクコミュニケーション

施設内で嘔吐などがあった場合は、患者・利用者だけでなく、職員も含めて同様の症状がでないか、健康観察をし、2次感染を早めに察知するよう努めます。そして普段から具合の悪い人がでていないか、現場の状況やそのリスクについて関係者が話し合い、再発防止のためのリスクコミュニケーションを心がけましょう。

4. 早めの相談・報告を！

保健所では、感染拡大予防の対応方法について相談を受けています。対応や処理に困った時はお気軽に相談してください。

相談・問合せ先 世田谷保健所感染症対策課

TEL：03-5432-2441 FAX：03-5432-3022



◆「さくら証」による生活保護受給者の個室居住費助成について

生活保護を受けている方が、特別養護老人ホーム等の個室に入所したり、短期入所生活介護（個室）を利用した場合、「生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証（さくら証）」の提示があれば、個室居住費が全額助成されます。該当サービスをご利用の場合は、必ず事前に地域の保健福祉課で「さくら証」の申請手続きをされるようご案内ください。なお、助成の対象となる施設は、生計困難者に対する負担軽減制度に申出をいただいている事業者に限ります。

【問合せ】介護保険課管理係 TEL：5432-2298 FAX：5432-3042

第3回せたがや福社区民学会大会参加報告

～世田谷区介護サービスネットワークのことを知っていただくために～

世田谷区介護サービスネットワークが創設されてから約10年ということもあり、これまでの活動経過などについて等々カキャンパスにて開催されたせたがや福社区民学会にて発表してきました。

昨年は記念講演として「毒mamシ」さんの講演会など行いました。また、各部会においては、それぞれ、研修や交流などの場を設け、各事業所の質の向上に向けて活動していることや、また現在約半数の事業所が参加していて、今後介護保険の改正にむけても情報を共有し、行政に物言える団体になることを目指している

ことなどを話させていただきました。

アドバイザーの方からは、個人ではなく、組織として活動されていて大変だと思うと労いがあり、毒mamシさんの講演に対しての反応はどうでしたか？とか、災害対策に対しての区との協定のことなど興味深く聞かれていました。

世田谷区介護サービスネットワーク副代表 宮川英子



研修情報・イベント情報

【世田谷区介護サービスネットワークの今後の予定】

*日付の入っていないものは開催予定月。かつこ内はテーマです。詳しい情報は後日ファックスまたは郵便でお知らせします。また、ホームページでも最新情報を発信しますのでご覧ください。

<http://www.setagayaj.or.jp/kaigo/>

◆通所連絡会☆

1)第4回通所連絡会定例会

『ロコモティブシンドロームについて』(仮題)

平成24年2月21日(火) 18:30~20:30

会場:未定

2)第5回通所連絡会定例会

『法改正情報、意見交換会』(仮題)

平成24年3月13日(火) 18:30~20:30

会場:未定

◆スポット研修☆

1)「高次脳機能障害3

～半側無視の障害について～

平成24年1月22日 18:30~20:30

会場:成城ホール集会室 CD

◆在宅介護経営部会☆

1)平成24年3月「事業所間連携」

◆【世田谷区福祉人材育成・研修センターの研修】☆

1)認知症ケア研修【専門4】

平成24年1月17日(火) 14:00~16:00

北沢タウンホール

2)課題別研修「新社会福祉法人会計基準研修」

平成24年1月17日(火) 10:00~17:00

世田谷産業プラザ

3)認知症ケア研修【実践事例検討】

平成24年1月20日(金) 14:00

~17:00

世田谷区民会館

4)新任職員フォローアップ研修

平成24年1月23日(月) 9:30~17:00

研修センター

5)ケアマネ現任研修

平成24年1月24日(火) 13:15~17:15

研修センター

6)医療知識研修

平成24年1月24日(火) 18:30~20:30

研修センター

7)介護スキルアップ研修

平成24年2月6日(月) 14:00~17:00

研修センター

8)医療知識研修

平成24年2月22日(水) 18:30~20:30

研修センター

☆詳しくは下記にお問い合わせください。

世田谷区福祉人材育成・研修センター

電話:5429-3100



会員事業所の研修、イベントの情報を掲載します。ネットニュースは、隔月奇数月に発行します。希望者は、事前に事務局にお問い合わせください。ただし、掲載できるのは非営利の研修、講演会、イベント等に限りです。

編集担当から

◆新年明けましておめでとうございます。

昨年は東日本大震災と原子力発電所の事故など歴史に残る大災害がありました。復興に長い時間がかかりますが、力を合わせて取り組まなければなりません。◆昨年実施した世田谷区介護サービスネットワーク創立10周年イベントには多く

の会員事業所にお世話になりました。紙面を借りて御礼申し上げます。◆今年は介護保険法改正でいろいろと問題が出るでしょう。会員事業所が協力して対応したいものです。(K.T.)

問い合わせ先

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団

世田谷区福祉人材育成・研修センター

電話:03(5429)3100、FAX:03(5429)3101